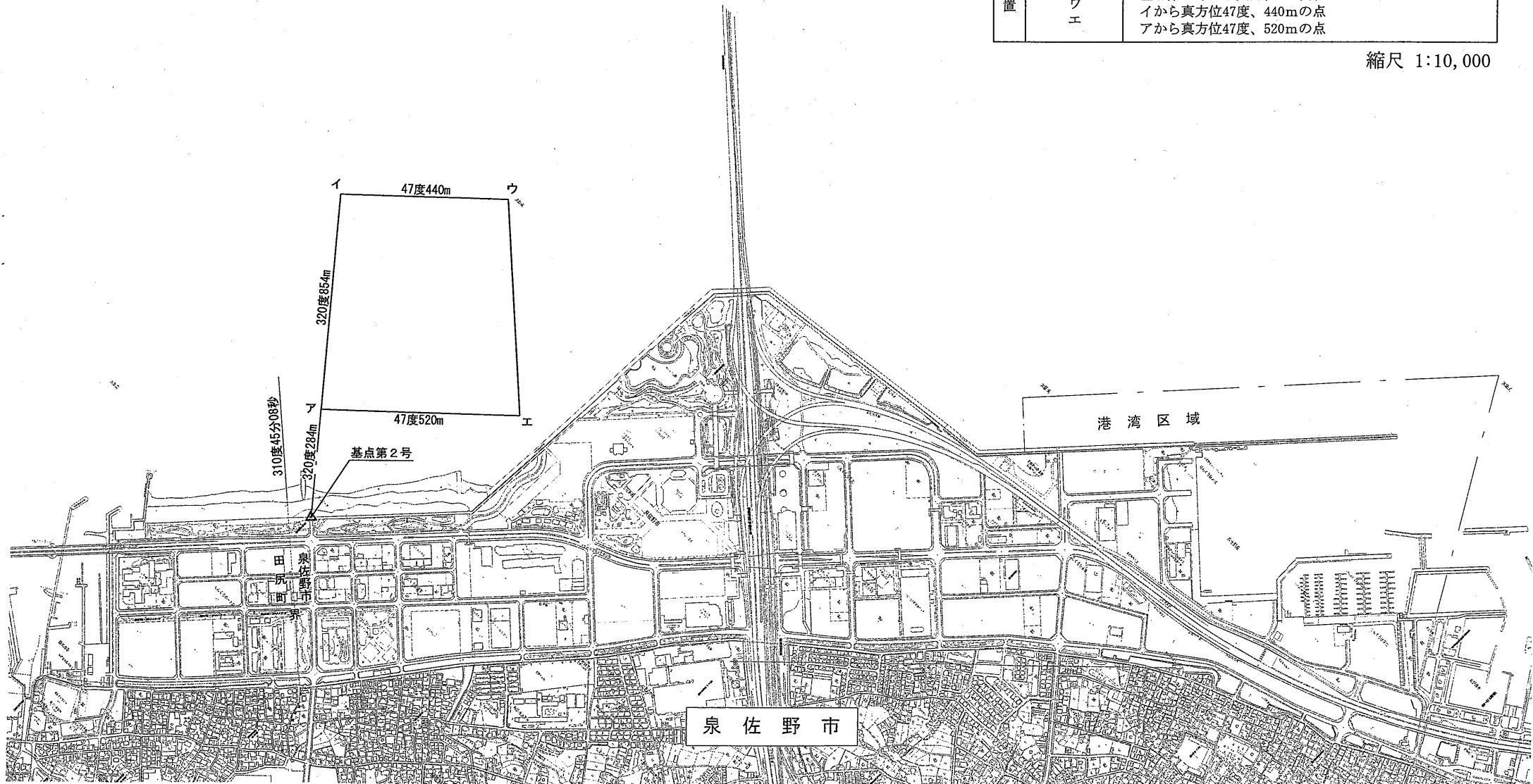
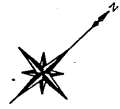


区 第 2 号		
漁業種類	漁業の名称	漁業時期
第1種区画漁業	のり養殖業 わかめ養殖業	10月1日から翌年4月30日まで 11月1日から翌年5月15日まで
漁場の位置	泉佐野市りんくう往来南地先	
漁場の区域	次のア、イ、ウ及びびエの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域。	
点の位置	基点第2号	護岸法線上の泉佐野市と泉南郡田尻町の境界から真方位43度70mの点
	ア	基点第2号から真方位320度、284mの点
	イ	基点第2号から真方位320度、854mの点
	ウ	イから真方位47度、440mの点
	エ	アから真方位47度、520mの点

縮尺 1:10,000

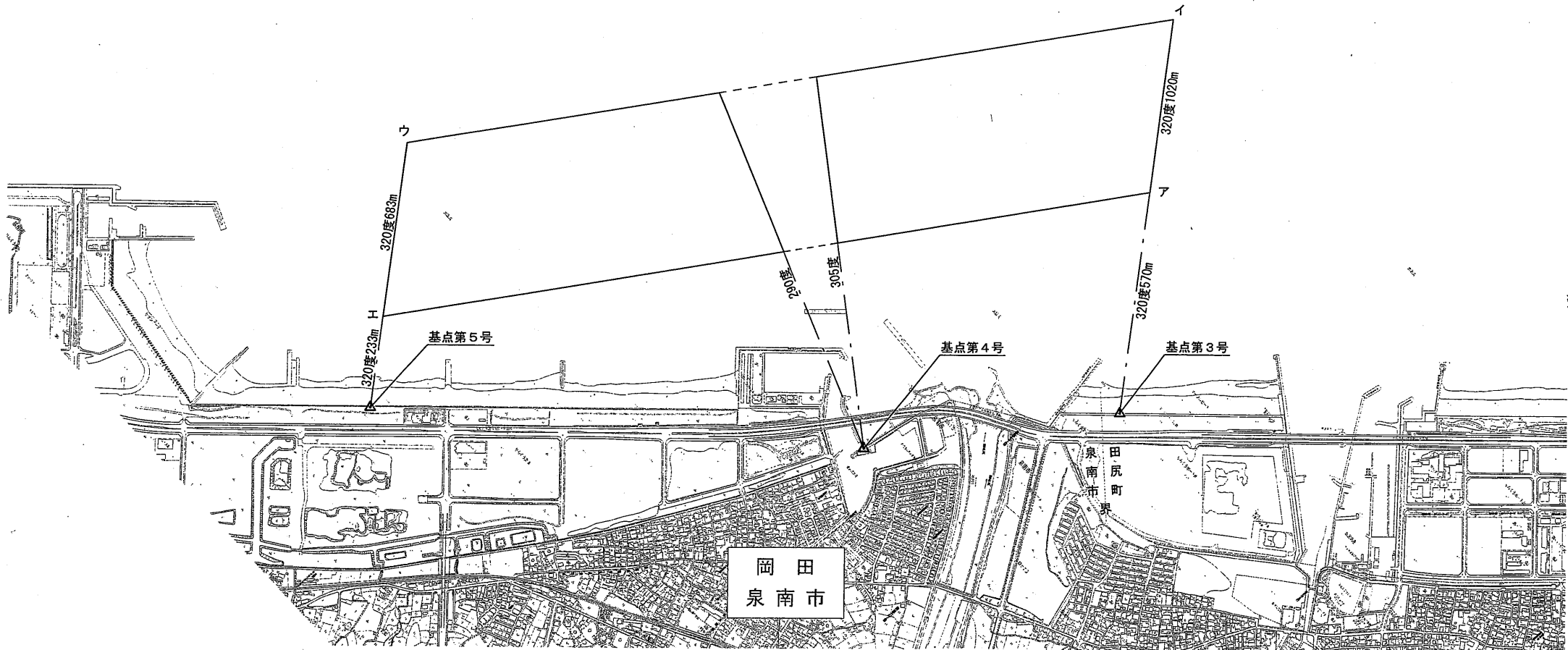


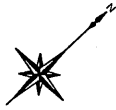


### 区 第 3 号

漁業種類	漁業の名称	漁業時期
第1種区画漁業	わかめ養殖業	11月1日から翌年5月15日まで
漁場の位置	泉南市りんくう南浜地先	
漁場の区域	次のア、イ、ウ及びエの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域。ただし、基点第4号から真方位290度及び真方位305度の各線、点イと点ウを結んだ線及び点アと点エを結んだ線によって囲まれた区域を除く。	
点の位置	基点第3号	護岸法線上の泉南郡田尻町と泉南市の境界から真方位43度、47mの点
	基点第4号	岡田漁港北防波堤基部中心点
	基点第5号	樽井人工海浜地突堤（人工砂浜東突堤）基部中心点より真方位43度、432mの点
	ア	基点第3号から真方位320度、570mの点
	イ	基点第3号から真方位320度、1,020mの点
ウ	基点第5号から真方位320度、683mの点	
エ	基点第5号から真方位320度、233mの点	

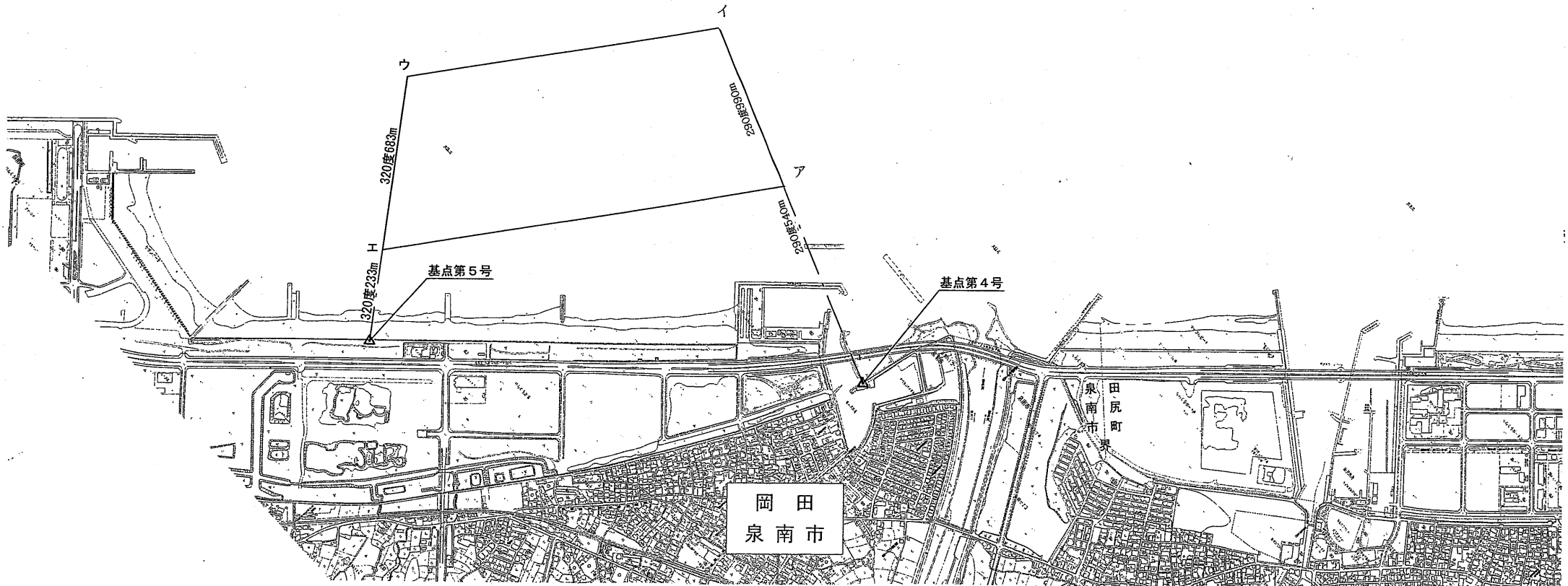
縮尺 1:10,000





区第 4 号		
漁業種類	漁業の名称	漁業時期
第1種区画漁業	かき養殖業	11月1日から翌年5月15日まで
漁場の位置	泉南市りんくう南浜地先	
漁場の区域	次のア、イ、ウ、及びエの各点を順次結んだ線によって囲まれた区域。	
点の位置	基点第4号	岡田漁港北防波堤基部中心点
	基点第5号	樽井人工海浜地突堤（人工砂浜東突堤）基部中心点より真方位43度、432mの点
	ア	基点第4号から真方位290度、540mの点
	イ	基点第4号から真方位290度、990mの点
	ウ	基点第5号から真方位320度、683mの点
	エ	基点第5号から真方位320度、233mの点

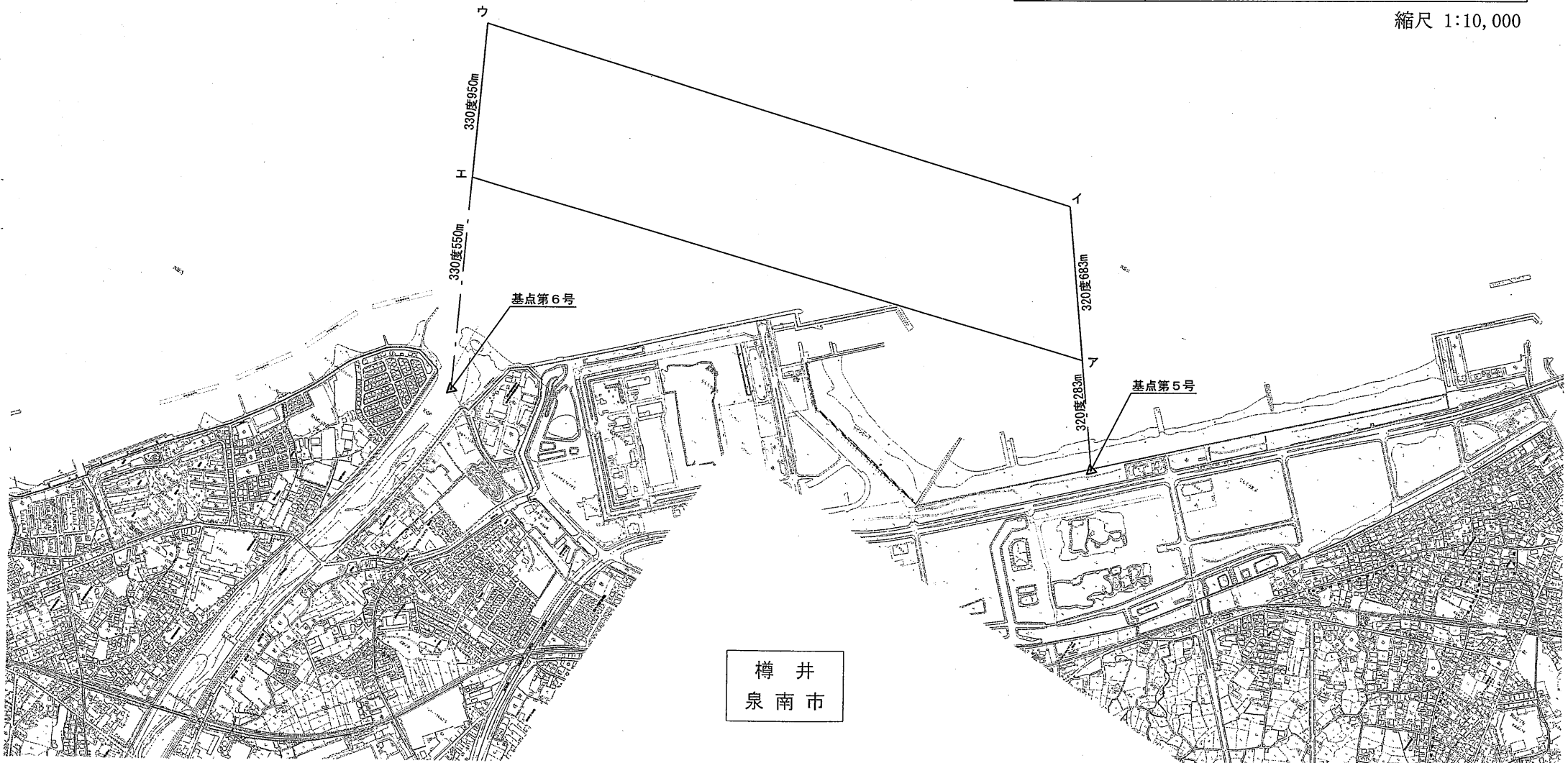
縮尺 1:10,000

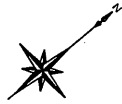




区 第 5 号		
漁業種類	漁業の名称	漁業時期
第 1 種区画漁業	わかめ養殖業	11月 1 日から翌年 5 月 15 日まで
漁場の位置	泉南市りんくう南浜地先	
漁場の区域	次のア、イ、ウ及びエの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域。	
点の位置	基点第 5 号	樽井人工海浜地突堤（人工砂浜東突堤）基部中心点より真方位 43 度、432 m の点
	基点第 6 号	泉南市と阪南市の境界
	ア	基点第 5 号から真方位 320 度、283 m の点
	イ	基点第 5 号から真方位 320 度、683 m の点
	ウ	基点第 6 号から真方位 330 度、950 m の点
エ	基点第 6 号から真方位 330 度、550 m の点	

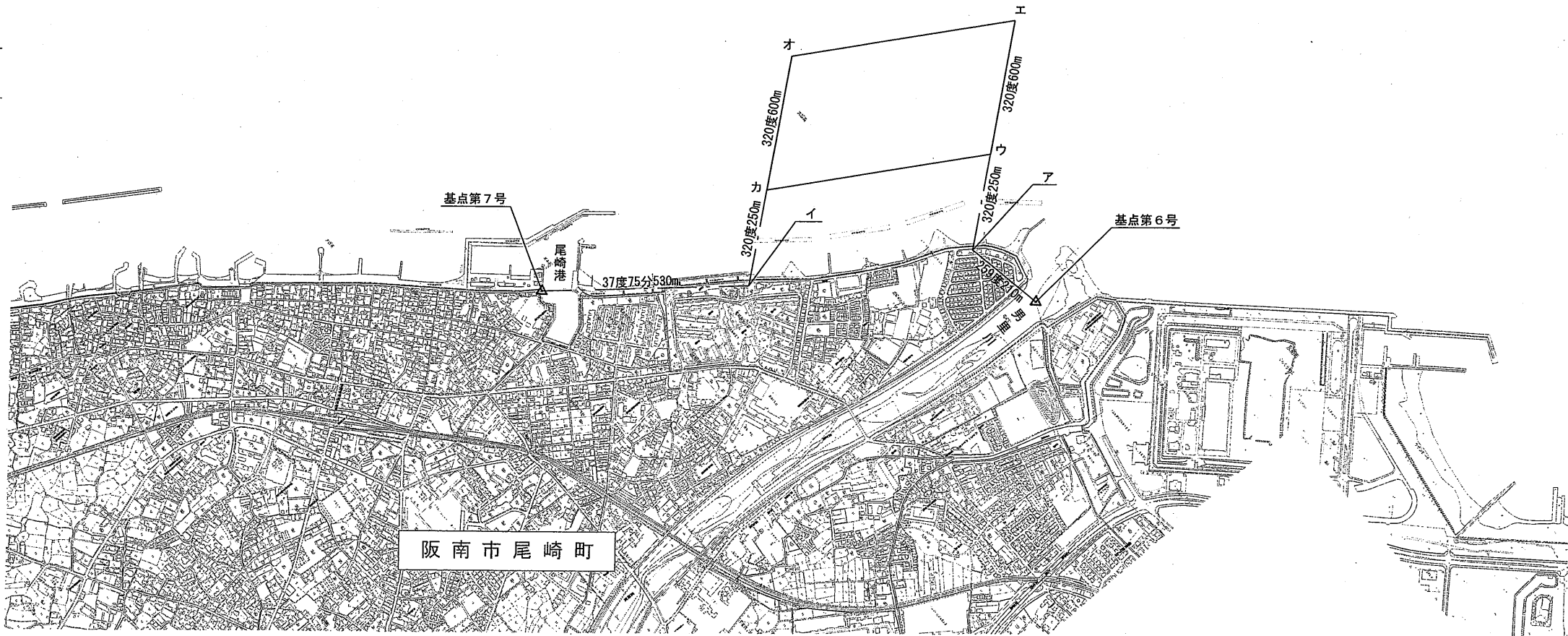
縮尺 1:10,000



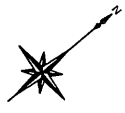


区第 6 号		
漁業種類	漁業の名称	漁業時期
第 1 種区画漁業	のり養殖業	10月1日から翌年4月30日まで
	わかめ養殖業	11月1日から翌年5月15日まで
	こんぶ養殖業	12月1日から翌年6月30日まで
漁場の位置	阪南市尾崎町地先	
漁場の区域	次のウ、エ、オ及びカの各点を順次結んだ線によって囲まれた区域。	
点の位置	基点第 6 号	泉南市と阪南市の境界
	基点第 7 号	尾崎港南防波堤基部中心点
	ア	基点第 6 号から真方位 259 度、210 m の点
	イ	基点第 7 号から真方位 37 度 75 分、530 m の点
	ウ	アから真方位 320 度、250 m の点
	エ	アから真方位 320 度、600 m の点
	カ	イから真方位 320 度、250 m の点
		イから真方位 320 度、250 m の点

縮尺 1 : 10,000

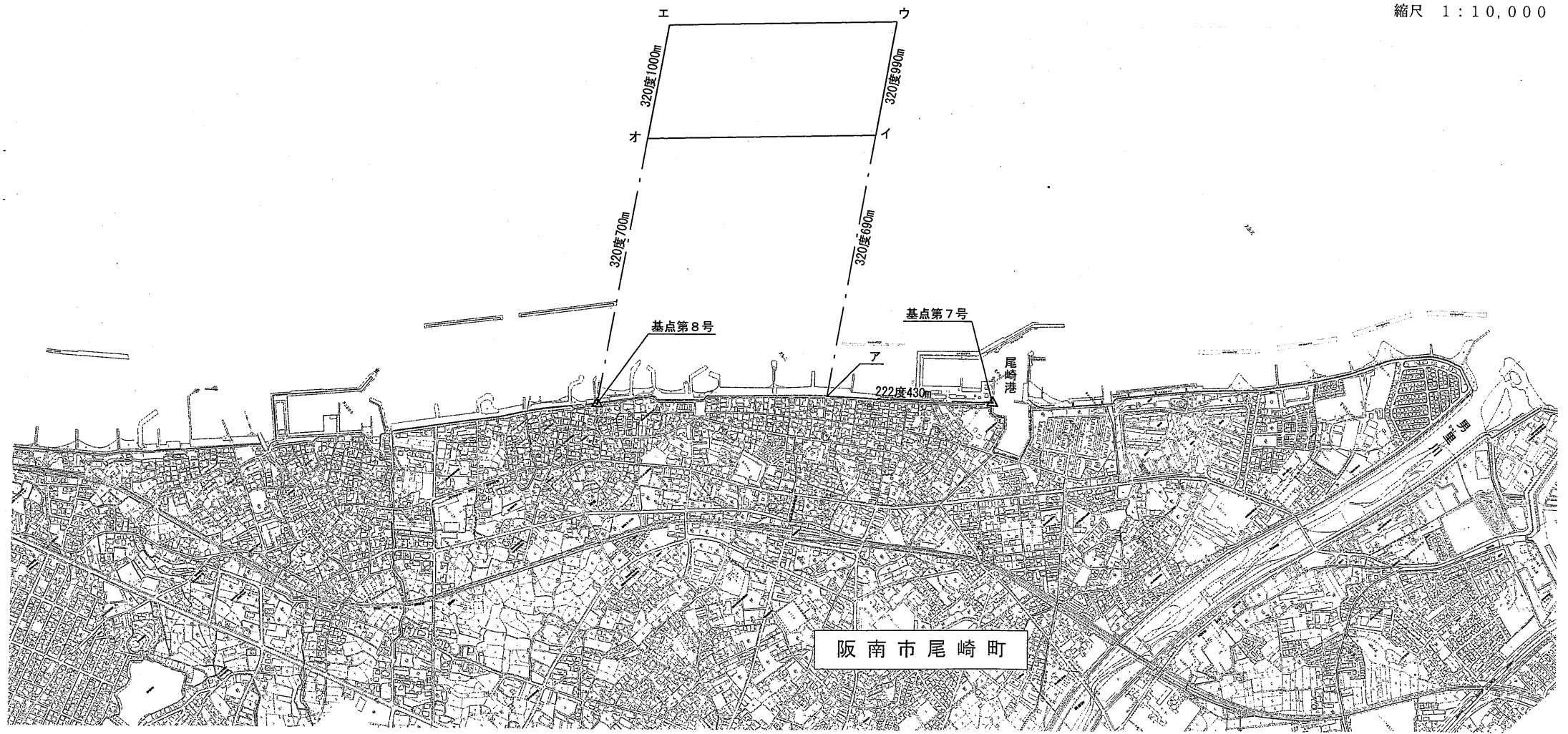


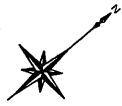
阪南市尾崎町



区第 7 号		
漁業種類	漁業の名称	漁業時期
第 1 種区画漁業	のり養殖業	10月1日から翌年4月30日まで
	わかめ養殖業	11月1日から翌年5月15日まで
	こんぶ養殖業	12月1日から翌年6月30日まで
漁場の位置	阪南市尾崎町地先	
漁場の区域	次のイ、ウ、エ及びオの各点を順次結んだ線によって囲まれた区域。	
点の位置	基点第 7 号	尾崎港南防波堤基部中心点
	基点第 8 号	阪南市尾崎町と新町の境界 (トクサ川川口中央)
	ア	基点第 7 号から真方位 222 度、430m の点
	イ	アから真方位 320 度、690m の点
	ウ	アから真方位 320 度、990m の点
	エ	基点第 8 号から真方位 320 度、1,000m の点
オ	基点第 8 号から真方位 320 度、700m の点	

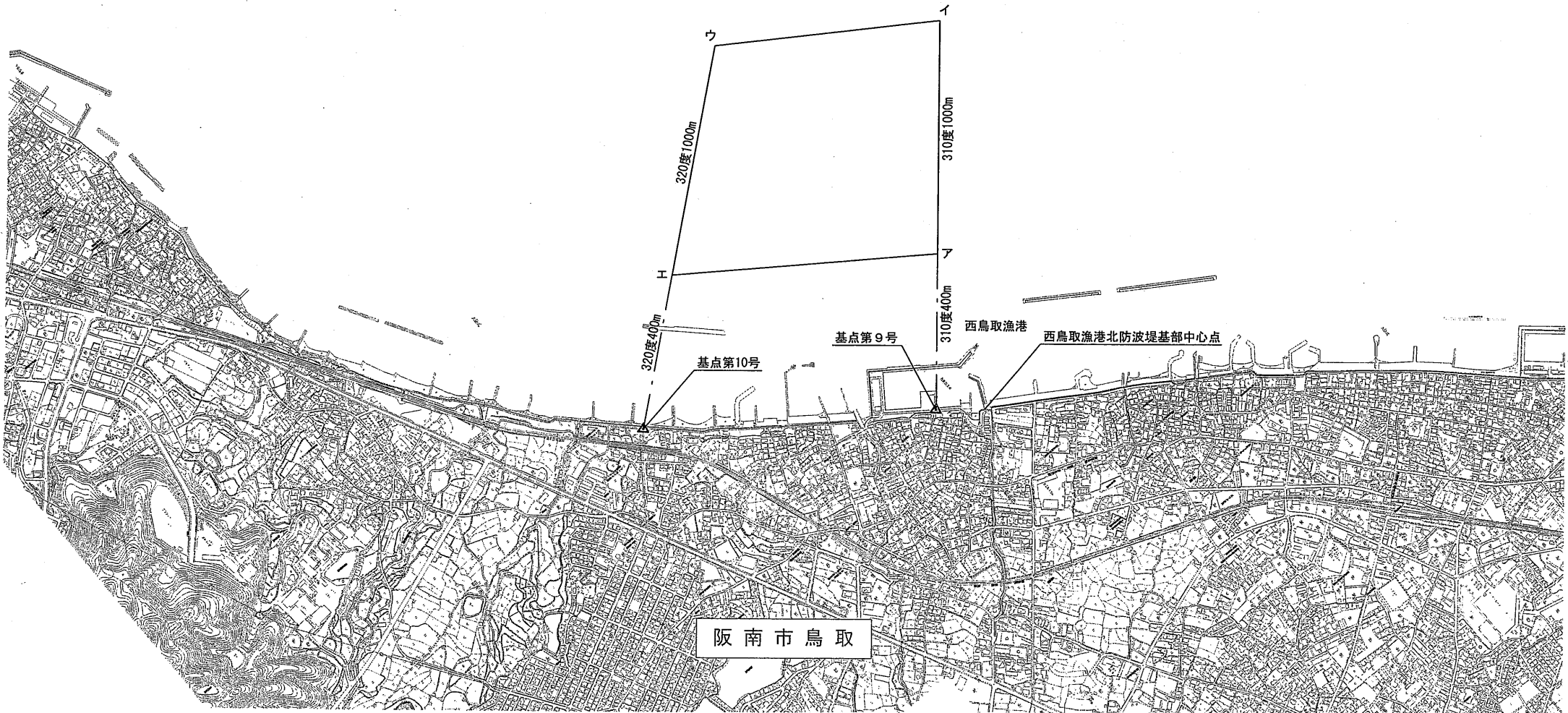
縮尺 1 : 10,000

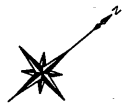




区 第 8 号		
漁業種類	漁業の名称	漁業時期
第 1 種区画漁業	のり養殖業 わかめ養殖業	10月 1 日から翌年 4 月 30 日まで 11月 1 日から翌年 5 月 15 日まで
漁場の位置	阪南市鳥取地先	
漁場の区域	次のア、イ、ウ及びエの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域。	
点の位置	基点第 9 号	西鳥取漁港北防波堤基部中心点から真方位 222 度、130m の点
	基点第 10 号	阪南市鳥取と貝掛の境界
	ア	基点第 9 号から真方位 310 度、400m の点
	イ	基点第 9 号から真方位 310 度、1,000m の点
	ウ	基点第 10 号から真方位 320 度、1,000m の点
	エ	基点第 10 号から真方位 320 度、400m の点

縮尺 1:10,000

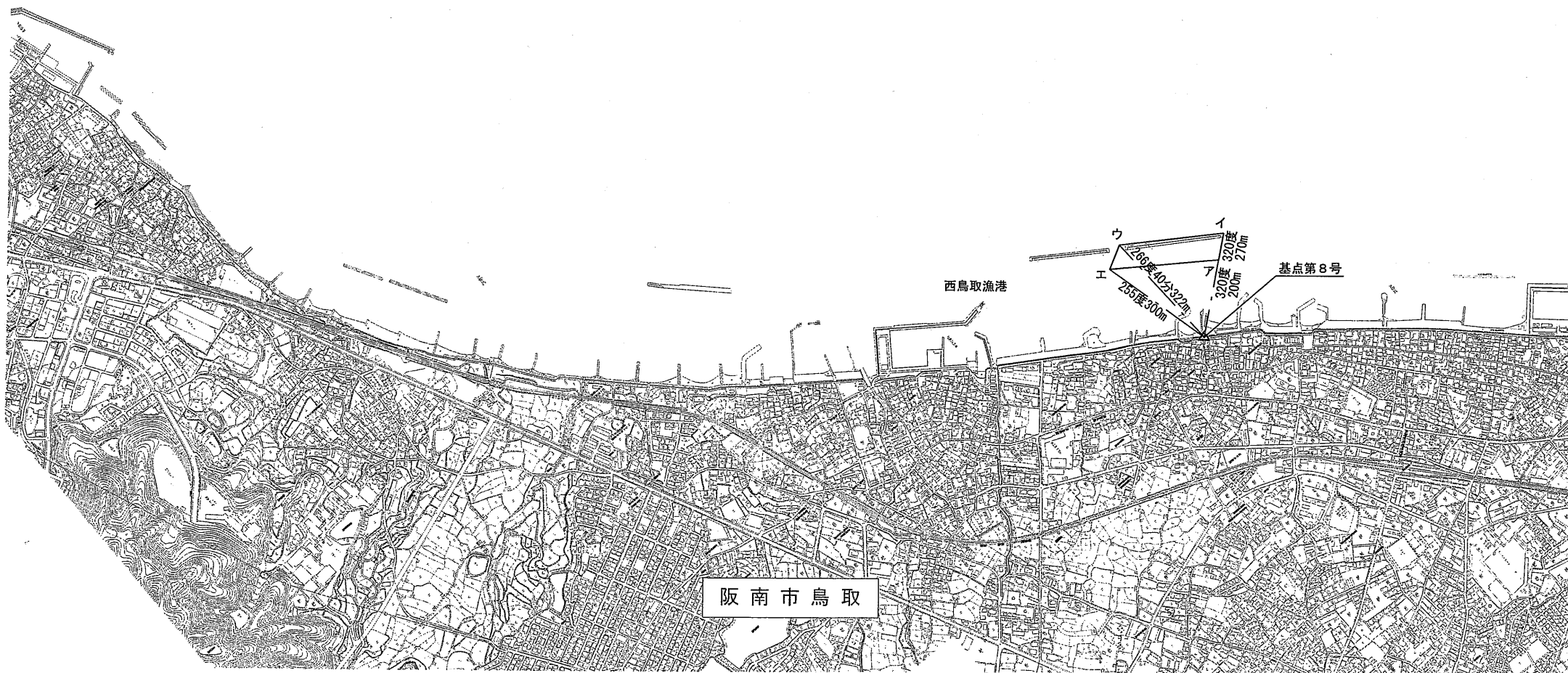




区 第 9 号

漁業種類	漁業の名称	漁業時期
第1種区画漁業	かき養殖業	1月1日から12月31日まで
漁場の位置	阪南市新町及び鳥取地先	
漁場の区域	次のア、イ、ウ及びエの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域。	
点の位置	基点第8号	阪南市尾崎町と新町境界（トクサ川川口中央）
	ア	基点第8号から真方位320度、200mの点
	イ	基点第8号から真方位320度、270mの点
	ウ	基点第8号から真方位266度40分、322mの点
	エ	基点第8号から真方位255度、300mの点

縮尺 1:10,000

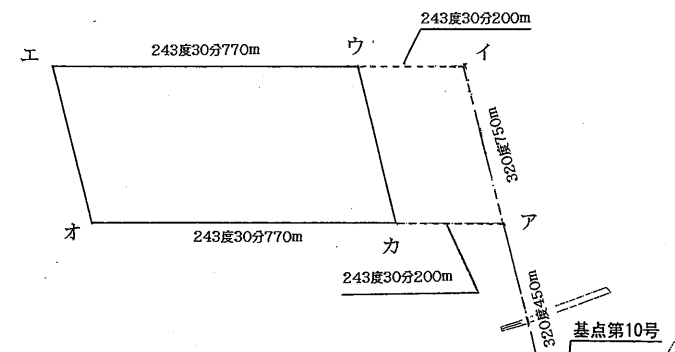
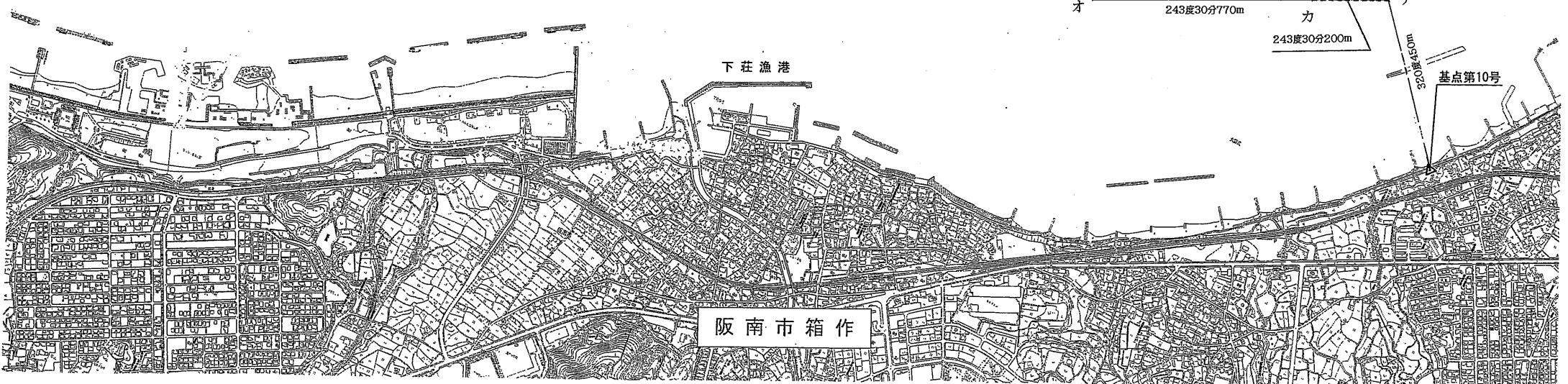






区第 10 号		
漁業種類	漁業の名称	漁業時期
第 1 種区画漁業	わかめ養殖業	11月1日から翌年5月15日まで
	こんぶ養殖業	12月1日から翌年6月30日まで
漁場の位置	阪南市貝掛地先	
漁場の区域	次のウ、エ、オ及びびカの各点を順次結んだ線によって囲まれた区域。	
点の位置	基点第 10 号	阪南市鳥取と貝掛の境界
	ア	基点第 10 号から真方位 320 度、450m の点
	イ	基点第 10 号から真方位 320 度、750m の点
	ウ	イから真方位 243 度 30 分、200m の点
	エ	イから真方位 243 度 30 分、770m の点
	オ	アから真方位 243 度 30 分、770m の点
カ	アから真方位 243 度 30 分、200m の点	

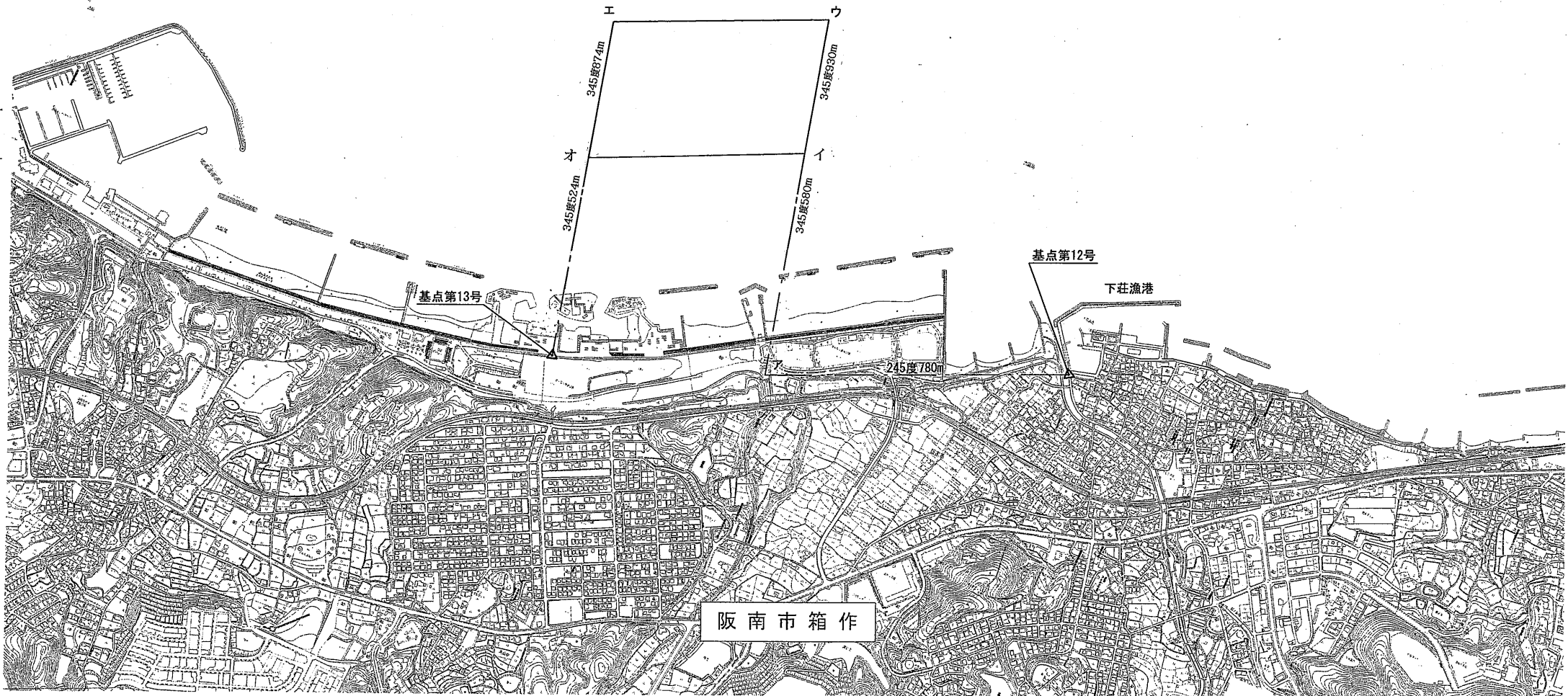
縮尺 1 : 10,000





区 第 11 号		
漁業種類	漁業の名称	漁業時期
第 1 種区画漁業	わかめ養殖業	11月 1 日から翌年 5 月 15 日まで
	こんぶ養殖業	12月 1 日から翌年 6 月 30 日まで
漁場の位置	阪南市箱作地先	
漁場の区域	次のイ、ウ、エ及びオの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域。	
点の位置	基点第12号	下荘漁港西防波堤基部中心点
	基点第13号	阪南市と泉南郡岬町境界から真方位345度、126mの点
	ア	基点第12号から真方位245度、780mの点（田山川河口右岸）
	イ	アから真方位345度、580mの点
	ウ	アから真方位345度、930mの点
	エ	基点第13号から真方位345度、874mの点
オ	基点第13号から真方位345度、524mの点	

縮尺 1:10,000

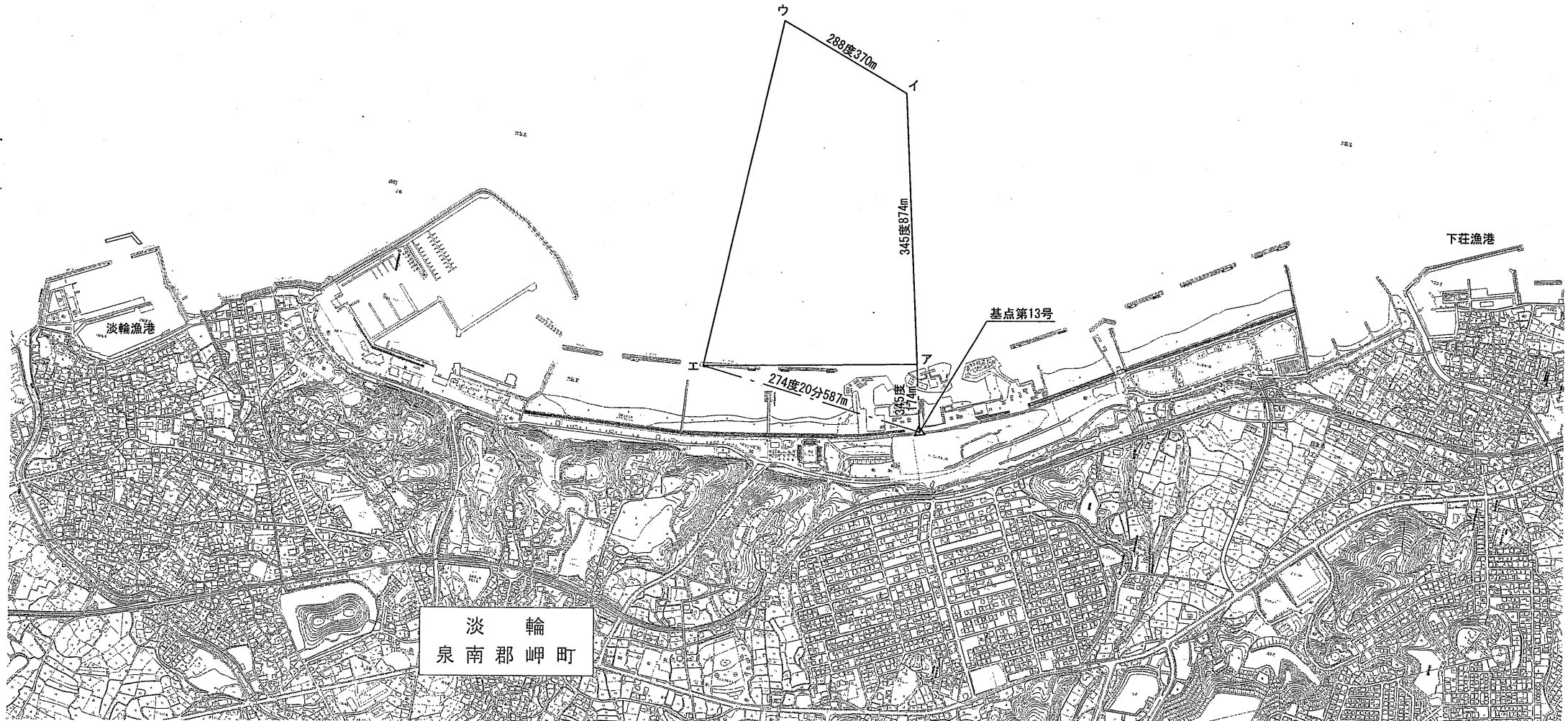


阪南市箱作



区第 1 2 号		
漁業種類	漁業の名称	漁業時期
第 1 種区画漁業	わかめ養殖業	1 月 1 日から翌年 5 月 1 5 日まで
	こんぶ養殖業	1 2 月 1 日から翌年 6 月 3 0 日まで
漁場の位置	泉南郡岬町淡輪地先	
漁場の区域	次のア、イ、ウ、及びエの各点を順次結んだ線によって囲まれた区域。	
点の位置	基点第 1 3 号	阪南市と泉南郡岬町の境界から真方位 3 4 5 度、1 2 6 m の点
	ア	基点第 1 3 号から真方位 3 4 5 度、1 7 4 m の点
	イ	基点第 1 3 号から真方位 3 4 5 度、8 7 4 m の点
	ウ	イから真方位 2 8 8 度、3 7 0 m の点
	エ	基点 1 3 号から真方位 2 7 4 度 2 0 分、5 8 7 m の点

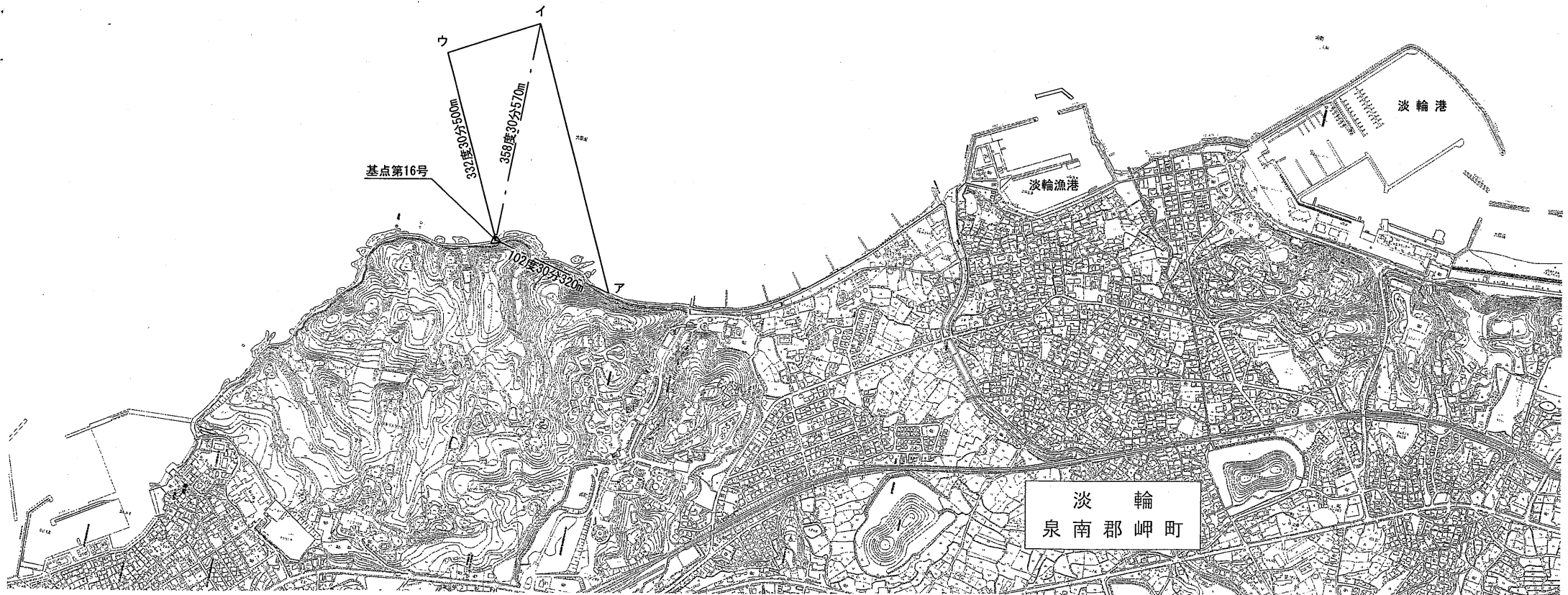
縮尺 1 : 1 0 , 0 0 0





区第 13 号		
漁業種類	漁業の名称	漁業時期
第1種区画漁業	わかめ養殖業	11月1日から翌年5月15日まで
	こんぶ養殖業	12月1日から翌年6月30日まで
漁場の位置	泉南郡岬町淡輪地先	
漁場の区域	次のア、イ、ウ、及び基点第16号の各点を順次結んだ線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域。	
点の位置	基点第16号	泉南郡岬町淡輪と深日の境界
	ア	基点第16号から真方位102度30分、320mの点
	イ	基点第16号から真方位358度30分、570mの点
	ウ	基点第16号から真方位332度30分、500mの点

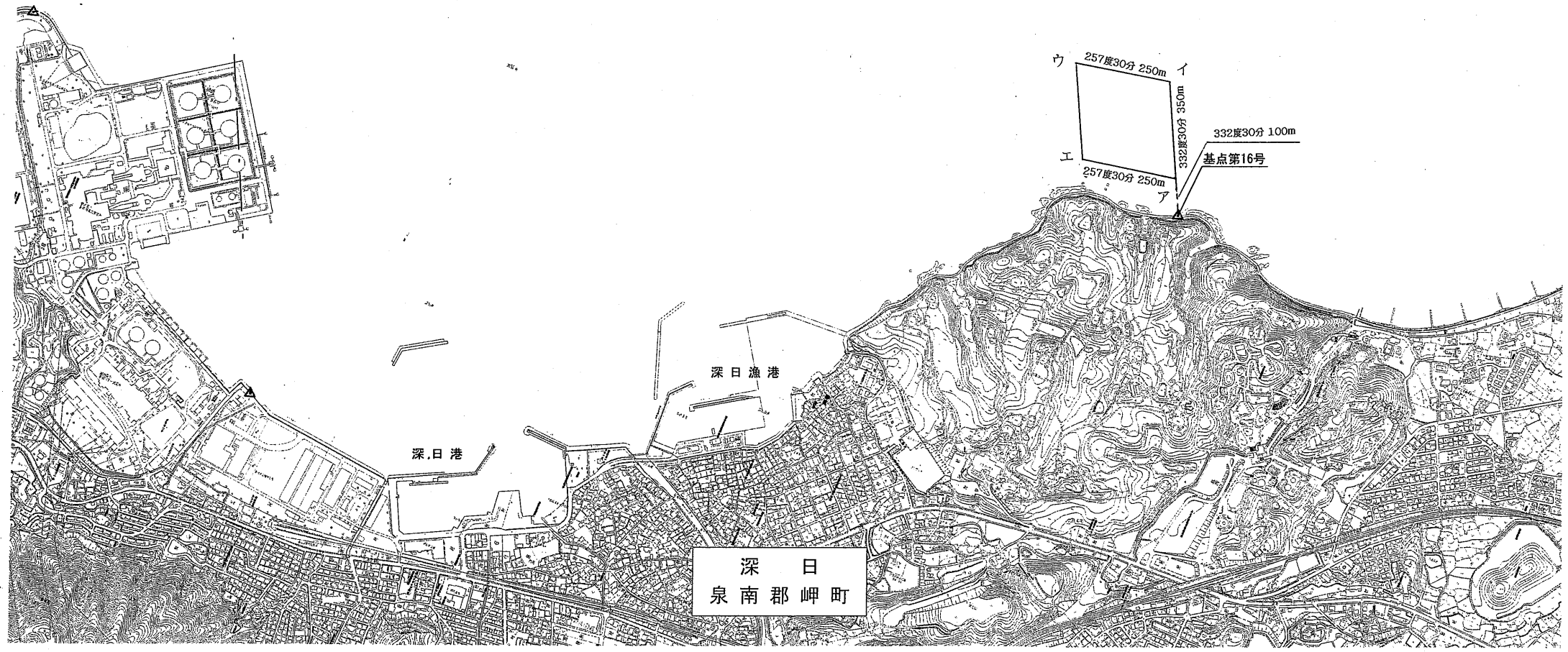
縮尺 1 : 10,000





区第 14 号		
漁業種類	漁業の名称	漁業時期
第1種区画漁業	わかめ養殖業	11月1日から翌年5月15日まで
	こんぶ養殖業	12月1日から翌年6月30日まで
漁場の位置	泉南郡岬町深日地先	
漁場の区域	次のア、イ、ウ及びエの各点を順次結んだ線によって囲まれた区域。	
点の位置	基点第16号	泉南郡岬町淡輪と深日の境界
	ア	基点第16号から真方位332度30分、100mの点
	イ	基点第16号から真方位332度30分、350mの点
	ウ	イから真方位257度30分、250mの点
	エ	アから真方位257度30分、250mの点

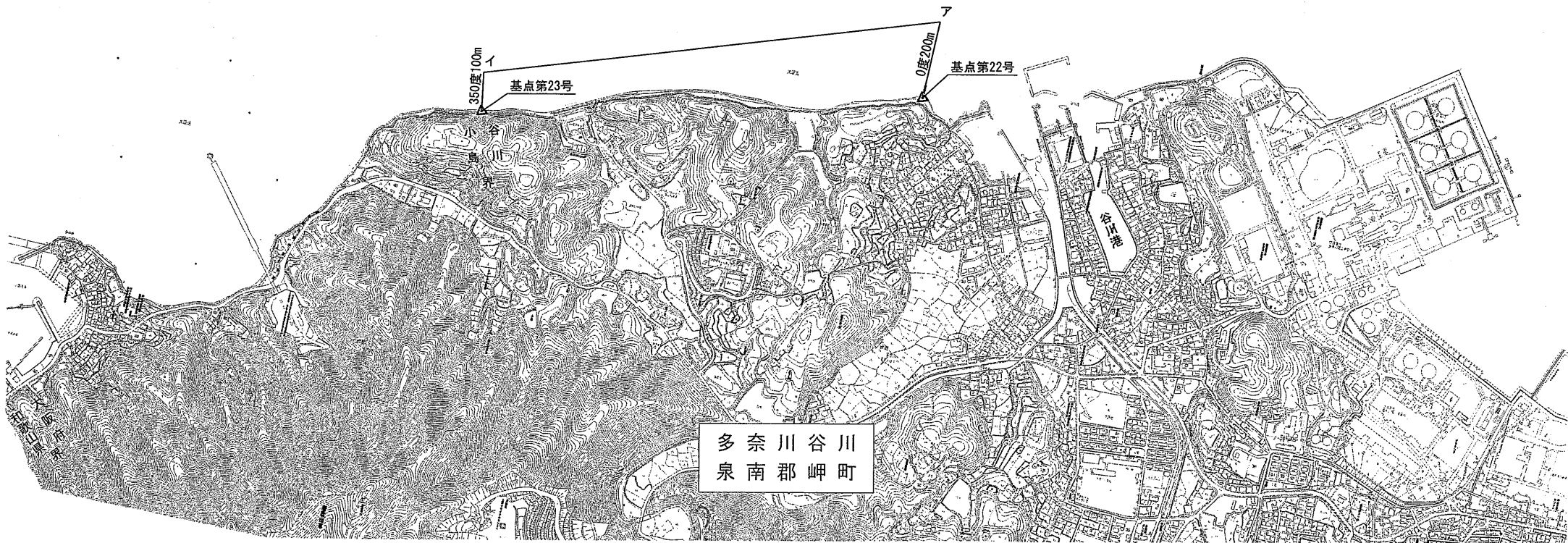
縮尺 1 : 10,000





区 第 15号		
漁業種類	漁業の名称	漁業時期
第1種区画漁業	わかめ養殖業 こんぶ養殖業	11月1日から翌年5月15日まで 12月1日から翌年6月30日まで
漁場の位置	泉南郡岬町多奈川谷川地先	
漁場の区域	次の基点第22号、ア、イ及び基点第23号の各点を順次に結んだ線と最大高潮時海岸線によって囲まれた区域。	
点の位置	基点第22号 基点第23号 ア イ	泉南郡岬町多奈川谷川豊国崎 泉南郡岬町多奈川谷川と小島の境界（三石） 基点第22号から真方位0度、200mの点 基点第23号から真方位350度、100mの点

縮尺 1:10,000





区 第 16号

漁業種類	漁業の名称	漁業時期
第1種区画漁業	わかめ養殖業	11月1日から翌年5月15日まで
漁場の位置	泉南郡岬町多奈川小島地先	
漁場の区域	次のイ、ウ、エ及びオの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域。	
点の位置	基点第25号	泉南郡岬町多奈川小島明神崎東側海岸堤防西端から東へ63mの点
	アイ	基点第25号から真方位97度、310mの点
	ウ	アから真方位0度、50mの点
	エ	アから真方位0度、150mの点
	オ	基点第25号から真方位0度、140mの点
		基点第25号から真方位0度、40mの点

縮尺 1:10,000

